

「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」について

中野区の特別支援教育は、平成23年度に定めた「中野区立小中学校における特別支援教育の推進にかかる方針」に基づき取り組んできたところである。

この間、特別な支援を要する児童生徒が増加し、特性の多様化により関係機関との連携の必要性が高まっている。平成28年度には小学校に特別支援教室を設置して巡回指導を開始した。また、中学校においても令和2年度から順次特別支援教室を設置する計画を進めている。

こうした状況や変化を踏まえ、特別支援教育をさらに充実していくために、特別支援教育検討委員会において現状を確認して課題を整理し、今後の推進の方向について「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」(以下「方針」という)としてとりまとめた。

1. 方針の内容

別紙のとおり

2. 方針で示す項目

- (1) 中野区における特別支援教育推進の基本的な考え方
- (2) すべての学校における特別支援教育の推進体制の充実
- (3) 多様な教育環境の整備
- (4) 継続した相談・支援体制
- (5) 特別支援教育に関する教職員の専門性向上と理解促進
- (6) 共生社会の実現に向けて

3. 今後の予定

定例校長会

4月

「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」

はじめに

一人ひとりが豊かな人間性を育み、障害の有無に関わりなく積極的に社会に参加・貢献し、相互に人格と個性を尊重して、人々の多様なあり方を認め合える「共生社会」を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

文部科学省は、共生社会の実現に向けては「インクルーシブ教育システム」の理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしている。

中野区においても、「一人ひとりすべての可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という教育理念のもと、互いに思いやり、助け合い、支え合うことの大切さを学ぶことで自他の生命や人権を尊重する社会の担い手の育成を行っている。

その中で、平成19年度の文部科学省通知125号「特別支援教育の推進について」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、それまでの「特殊教育」の対象の障害だけでなく、発達障害を含めて特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において特別支援教育が実施され、障害の有無や個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎とできるよう取り組んできた。「中野区教育ビジョン(第3次)」に示されているとおり、幼児期から特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を強化して発達段階に合わせた一貫した発達支援体制を推進し、「一人ひとりを大切にする教育」を進めている。

「中野区子ども・子育て支援事業計画」では、支援を必要としている子どもが住み慣れた地域ですこやかに成長していくために、一人ひとりに応じた支援を一貫して行っていくとともに、地域全体に心身の発達支援を必要としている子どもへの理解や障害に関する知識の浸透を図っていくことが必要であるとしている。また、「第1期中野区障害児福祉計画」に基づき、障害や発達特性に係る理解を進め、地域でともに暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めている。

これらの状況をふまえ、特別支援教育をさらに推進するため、中野区では「特別支援教育検討委員会」において現状における課題を確認し今後の対応について検討を行い、中野区立小中学校における特別支援教育推進の方針をとりまとめた。

インクルーシブ教育システムの構築の考え方

中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から抜粋

(1) 障害者の権利に関する条約におけるインクルーシブ教育システムの定義

インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system(教育制度一般)」から排除されないこ

と、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。以下の考え方に基づき特別支援教育を発展させていくことが必要である。

- ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

1. 中野区における特別支援教育推進の基本的な考え方

(1) 中野区教育理念

一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む

(2) 中野区教育ビジョン（第3次）における教育理念を実現するための視点

- ①子どもたち一人ひとりの特性や教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、障害や発達状況に応じたきめ細かな支援を幼児期から一貫して推進する。
- ②特別支援教育の推進にあたっては、周囲の子どもや地域の障害に対する理解を促進し、共に生きる態度を育成するとともに、すべての人が社会参加できる共生社会の実現を目指す。

(3) 共生社会の形成に向けた教育環境：多様な学びの場と共に学ぶ場の充実

- ①主体的に学習に参加できる学びの場
特別支援学級・特別支援教室を設置し、特性や状況に応じた適切な指導を行う。
- ②お互いを尊重し支え合える学びの場
障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び合うことのできる環境づくりを進める
- ③障害理解の推進
関係機関と連携して広報活動や講演会等の機会を設定し、障害への理解が広く地域で推進される取り組みを行う。

(4) 関係機関・地域と連携した継続的な支援の充実

- ①子どもたちが地域の一員として豊かに生きていけるよう、地域と連携して、生活基盤の形成を支援する。
- ②福祉・保健・医療・教育の連携を強化し、乳幼児期から中学校卒業までの一貫した支援体制を充実する。

2. すべての学校における特別支援教育の推進体制の充実

(1) 校内委員会と特別支援教育コーディネーター

【現状】

- ①すべての学校において校内委員会を実施し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めることが求められている。
- ②区内全小中学校で特別支援教育コーディネーターが指名されている。

【課題】

- ①校内委員会において、教職員が特別支援教育や障害特性と効果的な対応について共通理解し、協力し合って一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めることが求められている。
- ②特別支援教育コーディネーターが中心となって校内委員会を確実に実施し、機能を十分に活用できるようにする必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①特別支援教育コーディネーターに求められる役割の周知を進める。
- ②各校の校内委員会の好事例等を共有し、充実を図る。
- ③特別な支援が必要な児童・生徒への指導と保護者との連携について、教職員の共通理解を図れるよう、各校で校内研修を行って、組織的な情報共有を進める。

(2) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）・個別指導計画の作成と活用

平成29年に文部科学省が告示した学習指導要領の総則には、障害のある子どもについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）（以下、学校生活支援シートという）を作成し活用することに努めるとともに、個々の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めることが示されている。特に、特別支援学級在籍の子どもや特別支援教室による巡回指導と通級による指導を受ける子どもについては、学校生活支援シートや個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとしている。

【現状】

- ①学校生活支援シートは、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための計画で、作成にあたっては保護者の参画と関係機関との連携が必要となる。中野区では平成22年度から、すこやか福祉センターと学校が連携して作成した「個別発達支援計画書」を学校生活支援シートと見なしてきた。すこやか福祉センターが関わることで、情報共有がスムーズに行われ、連携した支援が実施されている。
- ②個別指導計画は、学校生活支援シートに示された学校における支援目標を具体化した計画である。特別な支援を必要とする児童・生徒について、個々の実態を的確に把握し、指導目標や指導内容・方法を具体的に示して作成することとしている。

【課題】

- ①学校生活支援シートは学校が主体的に作成し、すこやか福祉センターは各ケースを支援している関係機関の連携について調整する役割であることを明確にし、共通理解を進める必要がある。

②学校生活支援シートおよび個別指導計画の目的と活用のあり方について、さらに周知を進め、充実させていく必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①学校生活支援シートと個別の指導計画、それぞれの目的について、理解を促進する。
- ②これまでの経過を踏まえ、学校生活支援シートの作成について、学校とすこやか福祉センターの役割分担を明確にし、連携強化に向けた取り組みを進める。
- ③学習指導要領を踏まえ、必要な児童・生徒の学校生活支援シートおよび個別の指導計画を確実に作成し、有効に活用できるよう充実を図る。

(3) 区の巡回相談員と医師巡回スタッフの活用

【現状】

- ①一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援の内容と方法を明らかにするために、巡回相談員が、担任や特別支援教育コーディネーター等の相談を受け、助言を行っている。
- ②必要に応じて医師の同行や臨時巡回にも対応している。

【課題】

- ①各校が仕組みを有効に活用した取り組みを推進していく必要がある。
- ②情緒障害・発達障害等、社会性やコミュニケーションに課題のある児童・生徒の行動については、専門職の助言を受けて、教職員が児童・生徒の行動の意味を理解して対応することが必要になっている。

【今後の取り組みの方向】

- ①各校の教員が、巡回相談員や医師の助言を活用して指導の工夫や各計画の作成を行えるよう、各校の取り組みに合わせて巡回相談の充実を図る。
- ②必要な支援につなぐ等の対応を適切に行えるよう、特別支援教育コーディネーター連絡会の実施や外部機関の情報提供、外部機関と連携するための相談体制の充実を図る。

(4) 支援員の配置と活用

【現状】

特別な支援を必要とすると認める児童・生徒を支援するために、任期付短時間勤務職員（支援員）を配置している。

【課題】

- ①支援員が学校組織の一員として機能することが重要である。
- ②対象児童・生徒数の増加に伴い、支援員の必要人数も増加し、適切な人材確保が課題となっている。

【今後の取り組みの方向】

- ①支援員対象の研修内容の充実に向けて、学校や指導室と情報共有して工夫を行う。
- ②教育・福祉・心理等の学部のある大学等に働きかけ、意欲のある人材の確保に向けて協力を依頼する。
- ③特別支援教育に理解と意欲のある地域人材を活用できる仕組みを検討する。

3. 多様な教育環境の整備

(1) 特別支援学級（知的障害）

【現状】

- ①知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒を対象に、小学校6校・中学校3校に設置している。
- ②小学校の在籍児童数は、10%の平均伸び率で増加傾向となっている。
- ③中学校は、思春期特有の課題が加わり個々の特性の複雑化が見られ、多様な指導が必要になっている。

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移 (単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学校	77	94	109	115
中学校	62	55	56	46
計	139	149	165	161

【課題】

- ①児童・生徒の特性や状況が多様化しており、一人ひとりの状況に応じた適切な指導を充実するために、教員の専門性の向上が求められている。
- ②保護者の希望により、特別支援学級（知的障害）で学んだ方がよりよい指導効果が期待できる児童・生徒が通常の学級への就学を選択するケースや、特別支援学校で学んだ方がよりよい指導効果が期待できる児童・生徒が区立小中学校への就学を選択するケースが増加傾向にある。
- ③居住地の近くに特別支援学級がなく通学路への懸念から、特別支援学級への就学を躊躇するケースがある。

【今後の取り組みの方向】

- ①担当教員の専門性向上および児童・生徒一人ひとりの特性に応じた指導の研究の推進に向けて、指導講師を有効に活用できるよう設置校長会や担当教員連絡会で情報共有と検討を行う。
- ②特別支援学級や特別支援学校について保護者の理解を進め、子どもがより力を伸ばし、いきいきと学習できる環境を選択できるよう、就学後も継続した相談を在籍校と連携して適正に実施する。
- ③特別支援教育や就学相談に関する保護者の理解をさらに進め、早期から相談を開始できるような情報提供の工夫や特別支援学級見学会の実施、都立特別支援学校の学校公開の案内等のはたらきかけを行う。
- ②地域的なバランスや現在の学級規模等を踏まえ、通学の安全について配慮して小学校の設置校の配置を検討する。

(2) 特別支援学級（難聴・言語障害）通級指導学級

【現状】

通常の学級での学習に概ね参加できるが、難聴および言語障害により一部特別な指導を必要とする児童を対象に、小学校1校に設置している。

【課題】

- ①通級指導のため、利用にあたり移動のための支援が必要になる。家庭状況等により必要なサービス利用の手続きについて、連携したサポートが必要である。
- ②言語発達の課題なのか学習障害における読み書き障害に相当する課題なのか、見極めが難しい場合がある。状況に応じた課題の確認ができるような体制を整える必要がある。

【今後の取り組みの方向】

事業の周知を進め、一人ひとりの状況に応じた課題の整理ができるよう、通級指導教員（言語障害）と在籍校教員および巡回指導教員（情緒障害等）の連携のあり方を検討する。

(3) 特別支援教室における巡回指導（情緒障害等）

【現状】

- ①知的発達に遅れのない発達障害等（自閉症者、情緒障害者、学習障害者または注意欠陥多動性障害者）に該当する児童を対象に、平成28年度に全小学校に特別支援教室を設置し、4グループ編成で巡回指導を開始した。
- ②小学校特別支援教室は、利用児童の増加や学校再編を考慮し、事業を効果的に運営するため、次のとおり巡回指導拠点校配置の見直しを行った。

令和元年度

	拠点校	担当校数	担当校
第1	中野本郷	4	中野本郷、南台、みなみの、中野第一
第2	塔山	5	塔山、桃園第二、谷戸、桃花、白桜
第3	上高田	6	上高田、江古田、江原、緑野、平和の森、新井
第4	鷺宮	7	鷺宮、北原、啓明、美鳩、武蔵台、上鷺宮、西中野

令和2年度

	拠点校	担当校数	担当校
第1	中野本郷	4	中野本郷、南台、みなみの、中野第一
第2	塔山	5	塔山、桃園第二、谷戸、桃花、白桜
第3	江古田	5	江古田、江原、緑野、平和の森、令和
第4	鷺宮	4	鷺宮、北原、啓明、美鳩
第5	武蔵台	3	武蔵台、上鷺宮、西中野

学校再編終了後

	拠点校	担当校数	担当校
第1	中野本郷	4	中野本郷、南台、みなみの、中野第一
第2	塔山	4	塔山、桃園第二、谷戸、白桜
第3	江古田	4	江古田、江原、緑野、北原
第4	平和の森	4	平和の森、啓明、桃花、令和
第5	武蔵台	4	武蔵台、上鷺宮、美鳩、(鷺宮・西中野)

- ③通常の学級に在籍する、特別な支援が必要な児童が激増しており、小学校特別支援教室の利用児童数は、平均伸び率20%で増加している。

小学校特別支援教室利用児童数の推移 (単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童数	135	153	184	232

- ④中学校特別支援教室は、令和2年度に5校(第四中、第八中、北中野中、緑野中、中野中)、令和3年度に5校(第二中、第五中、第七中、南中野中、中野東中)に設置し、中野中を拠点校として巡回指導の開始に向けて準備している。

【課題】

- ①巡回指導は、対象児童・生徒ができるだけ多くの時間を在籍する通常の学級で学校生活を送ることができるよう指導を行い、その成果により指導を終了させていく仕組みであることを改めて確認し、在籍校教員と巡回指導教員の連携や在籍校の支援体制を充実し、巡回指導終了を推進できるような取り組みを行う必要がある。
- ②教員の専門性を向上し、事業の内容および利用の手続きについて、教職員の理解をさらに深め、専門的かつ効果的な支援を充実させていくことが求められている。
- ③中学校特別支援教室の設置に向けて、モデル事業実施状況の検証を行い、事業内容と利用手続きを整理する。
- ④巡回指導だけでは学習や生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒のための教育の場の整備についての検討が求められている。

【今後の取り組みの方向】

- ①巡回指導教員と在籍学級担任との連携・協働を強化する。対象児童・生徒が在籍するすべての学校に巡回指導教員が巡回することで、巡回指導教員と在籍学級担任等が定期的に情報や認識の共有を図りやすくなる。対象児童・生徒が在籍学級で抱えている困難さを改善するための指導が効果的に実施できるよう連携を進める。
- ②巡回指導教員と在籍学級担任等が、円滑かつ実効性がある形で連携できるよう、在籍校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員が働きかけや調整の役割を担う。役割分担や機能について共通理解を進める。
- ③特別支援教室の利用にあたり、専門医が在籍校・拠点校が作成した資料や知能検査結果資料の内容を確認し、当該児童・生徒の特性を見立て、指導上の工夫や生活場面における支援内容についての所見を示す体制を整備する。

- ④東京都が配置する特別支援教室専門員や心理士が有効に機能できるよう働きかけを行う。
- ⑤情緒障害等の児童・生徒の大半は、通常の学級での学習に参加できる力をもっており、将来、社会参加していくことを見据え、在籍の学級において適応状況の改善を図れるよう教育環境の工夫に努める。
- ⑥情緒障害等の児童・生徒に対する指導内容・方法や教室環境の整備の工夫は、すべての児童・生徒にとっても効果的であることについて教職員の共通認識や理解を進め、在籍校において共に学び合うことのできる教育環境の整備や工夫を行い、巡回指導教員との連携強化を推進する。
- ⑦在籍校と特別支援教室での指導が充実するよう、各校の通常の学級における工夫をさらに進め、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級（情緒障害等固定学級）の機能と役割について、都や他自治体の動向を見ながら研究する。

(4) ICT機器の活用

【現状】

- ①ICT（Information and Communication Technology）は、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味したものである。学校においては、電子黒板やタブレット端末を活用した学習が行われている。
- ②支援が必要な児童・生徒については、個々の特性に対応するICT機器による技術を活用することで困難さを軽減することが期待できる。

【課題】

中野区の特別支援教育においては、ICTによる指導の実践・実績が少ない。教職員が指導方法を研究・習得し、ICT機器を有効に活用していくことが求められている。

【今後の取り組みの方向】

ICT機器を特別支援教育用のアシスティブ・テクノロジーとして導入することを関係部署と連携して計画し、一人ひとりのニーズに応じた効果的な指導を行えるようにする。

(5) ユニバーサルデザインによる環境整備や授業改善

【現状】

「年齢や性別、国籍、身体的な能力、障害の有無などにかかわらず、すべての人にとってわかりやすい」という視点を学校教育の中に取り入れ、「学校におけるユニバーサルデザイン」の推進を進めている。

【課題】

中野区ユニバーサル推進計画に基づき、違いを超えて尊重し合う心を育む教育環境作りとすべての子どもたちが「わかる」「できる」「ともに学び合う」授業の実施を目指すことが求められている。

【今後の取り組みの方向】

教室においてユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育環境の整備や授業改善が図られるよう、研修や説明会を実施する。

4. 継続した相談・支援体制

(1) 切れ目ない支援内容の引き継ぎ

【現状】

- ①就学にあたり、すこやか福祉センターが、幼稚園・保育園等の就学前施設における支援内容を盛り込んだ「個別発達支援計画書」（学校生活支援シートと見なす）を作成して就学する学校に申送りを行い、個に応じた配慮のもとスムーズに学校生活に移行することを目指している。
- ②すこやか福祉センターと小学校が連携して個別支援計画会議を開催し、当該児童の状況を共有し、「個別発達支援計画書」の確認や見直しを行っている。
- ③就学前施設から小学校へ、小学校から中学校へ、個別指導計画及び学校生活支援シートを活用して、指導や支援の内容の引き継ぎを行っている。

【課題】

- ①支援内容の引き継ぎが円滑に行えるよう、仕組みの見直しや学校間および関係機関の連携を強化する必要がある。
- ②各校が計画を有効に活用できるような取り組みを行う必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①申送りや引き継ぎの仕組みについて、保護者の理解がさらに進むよう工夫を行う。
- ②引き継ぎにあたり、個別の指導計画や学校生活支援シートの活用が有効であることを教職員に周知し、理解を促進する。
- ③中学校から卒業後の進学先や支援等を担当する関係機関に、個別の指導計画及び学校生活支援シートを活用した引き継ぎが行われるよう取り組みを進める。

(2) 早期からの就学相談の実施

【現状】

- ①就学にあたり、障害や発達に課題のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え能力や可能性を最大限に伸ばすことに最も適した学びの場を、保護者といっしょに考えて確定している。
- ②就学相談説明会や幼稚園・保育園、療育機関等就学前機関やすこやか福祉センターでの周知により、相談件数は平均伸び率24%で増加している。
- ③就学相談の過程で得られるさまざまな情報を学校での指導に生かせるよう、保護者の同意を得て「就学支援ファイル」を作成し、学校に引き継いでいる。

【課題】

就学先の検討について、早期からの保護者への情報提供や理解促進が求められている。

【今後の取り組みの方向】

- ①引き続き就学相談の周知を進めるとともに、早期から就学相談や特別支援教育に関する理解が進むよう情報発信を行う。
- ②学校において、就学支援ファイルの有効活用を進める。

(3) 関係機関と連携した支援

【現状】

ケースの状況に応じて、各関係機関と連携した対応を行っている。

【課題】

- ①配慮が必要な児童・生徒の状況について、関係機関の専門職の助言やサポートを受けて、担当教員が個々の特性や行動の意味を理解して対応することが重要になっている。
- ②適切な支援を実施するために、校内委員会等で確認した内容を踏まえ、学校と関係機関が連携を強化する必要がある。
- ③就学や進学・卒業等の子どもの成長段階において、切れ目のない支援が重要である。
- ④医療機関と連携したケアや配慮が必要な児童・生徒の就学に際し、対応できる人材の確保、主治医や医療機関・すこやか福祉センターの保健師等と学校が連携して対応する体制を整備する必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①学校が、適切な関係機関と連携して児童・生徒の個別支援を具体的に実施していけるよう、特別支援教育コーディネーターをはじめ担当教職員への情報提供等の充実を図る。
- ②医療機関と連携したケアや配慮が必要な児童・生徒とその家庭の支援に向けて、対応の入り口となる相談の充実を図り、就学にあたっては、就学前に対応する関係機関と連携して状況把握し、早期に保護者との相談や調整を開始できるようにする。
- ③保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや成長段階に応じた支援の充実に向けて検討を行う。

5. 特別支援教育に関する教職員の専門性向上と理解促進

(1) 指導講師の委嘱と特別支援教育に関する研修の充実

【現状】

- ①知的障害、情緒障害等、難聴・言語障害それぞれの課題に応じて指導講師の委嘱を行い、特別支援学級担当教員と巡回指導教員の指導についての検証や効果的な指導方法について研修を実施している。
- ②校内研修で特別支援教育研修を行っている学校もある。
- ③中野特別支援学校と連携して特別支援教育研修を実施している。

【課題】

- ①児童・生徒の教育的ニーズが多様化しており、担当教員の専門性の向上と、指導改善につながる研究・講師の活用が課題となっている。
- ②特別支援教育の視点で行う学校・学級経営は、障害のあるなしに関わらず、すべての児童・生徒にとって、わかりやすい授業・過ごしやすい学校づくりにつながることを踏まえ、すべての学校において教職員の特別支援教育への理解促進を図る必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①指導講師の有効活用や研修がより実践的な内容・講師で実施できるよう検討する。
- ②教職員が発達検査の結果を理解し、指導や対応に活用できるような取り組みを行う。
- ③拠点校グループごとに、勉強会や全校集会の取り組み等、理解促進に向けた取り組みを充実する。
- ④各校で「ユニバーサルデザインによる教育環境の整備」の取り組みができるよう巡回相談員が助言を行う。
- ⑤各校における課題を踏まえて、必要に応じて巡回相談員による校内研修を積極的に行う。
- ⑥各事業の案内やマニュアルを「(仮称)特別支援教育の手引き」としてまとめ、学校に周知する。

6. 共生社会の実現に向けて

(1) 多様な個性を尊重する教育

【現状】

- ①中野区の学校は、一人ひとりの個性や能力を把握し、個に応じた指導をきめ細かく行う教育を目指している。
- ②各学校で、生きるうえで大切な人間性を育み、社会の一員としての自覚や必要な生活習慣を身につけるための教育の充実に取り組んでいる。
- ③障害者理解の学習や体験、障害者との交流の機会を通じて、障害を理解する心のバリアフリーの浸透を目指している。

【課題】

目標に向けて、多方面からの働きかけを行う必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①児童・生徒が正しく障害者理解をするために、「正しい知識の習得」、「体験的な活動」、「実践的な活動」を繰り返し実践できるようにする。
- ②これまで取り組んできた人権教育や道徳教育の成果を生かし、各学校で教育活動全体を通して、発達段階に応じた障害者理解を推進する。

(2) 交流・共同学習等の充実

【現状】

- ①特別支援学級設置校では、児童・生徒の状況に配慮しながら、給食や運動会・学芸会等の行事、クラブ活動・部活動、教科の学習などさまざまな機会に交流し、相互理解を進めている。
- ②東京都の副籍制度に基づき、都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が居住する地域の区立小・中学校に副次的に籍を持ち、直接交流や間接交流を実施している。

【課題】

現在取り組んでいる交流・共同学習について検証し、相互理解をさらに進める必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①交流・共同学習の充実・発展を図り、さらに相互理解を深められるような取り組みを行う。
- ②都立特別支援学校と区立小・中学校との交流を進める。
- ③都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流を進め、障害の状況や教育的ニーズ、保護者の希望に応じて、居住する地域とのつながりの推進や継続・充実を図る。
- ④交流をとおして障害者理解を進め、社会にはさまざまな立場や考え方の違う人がいることの相互理解の機会とし、児童・生徒の人格形成や地域の理解促進につなげる。

(3) 保護者や地域への理解啓発

【現状】

「特別支援教育」のリーフレットや事業案内を作成し、さまざまな機会を活用できるよう配布している。

【課題】

共生社会の実現のためには、日ごろから地域に障害のある人がいることが認知され、障害のある人と周囲の人々との相互理解が重要であり、学校・家庭・地域が連携・協力し、より幅広く障害者理解を推進していく必要がある。

【今後の取り組みの方向】

- ①「特別支援教育」のリーフレットや事業案内をさらにわかりやすい内容にするよう工夫し、特別支援教育の取り組みについて理解の啓発を進める。
- ②特別支援教育や障害者理解の啓発について、PTA や地域との連携に向けて検討を行う。